



消費者庁

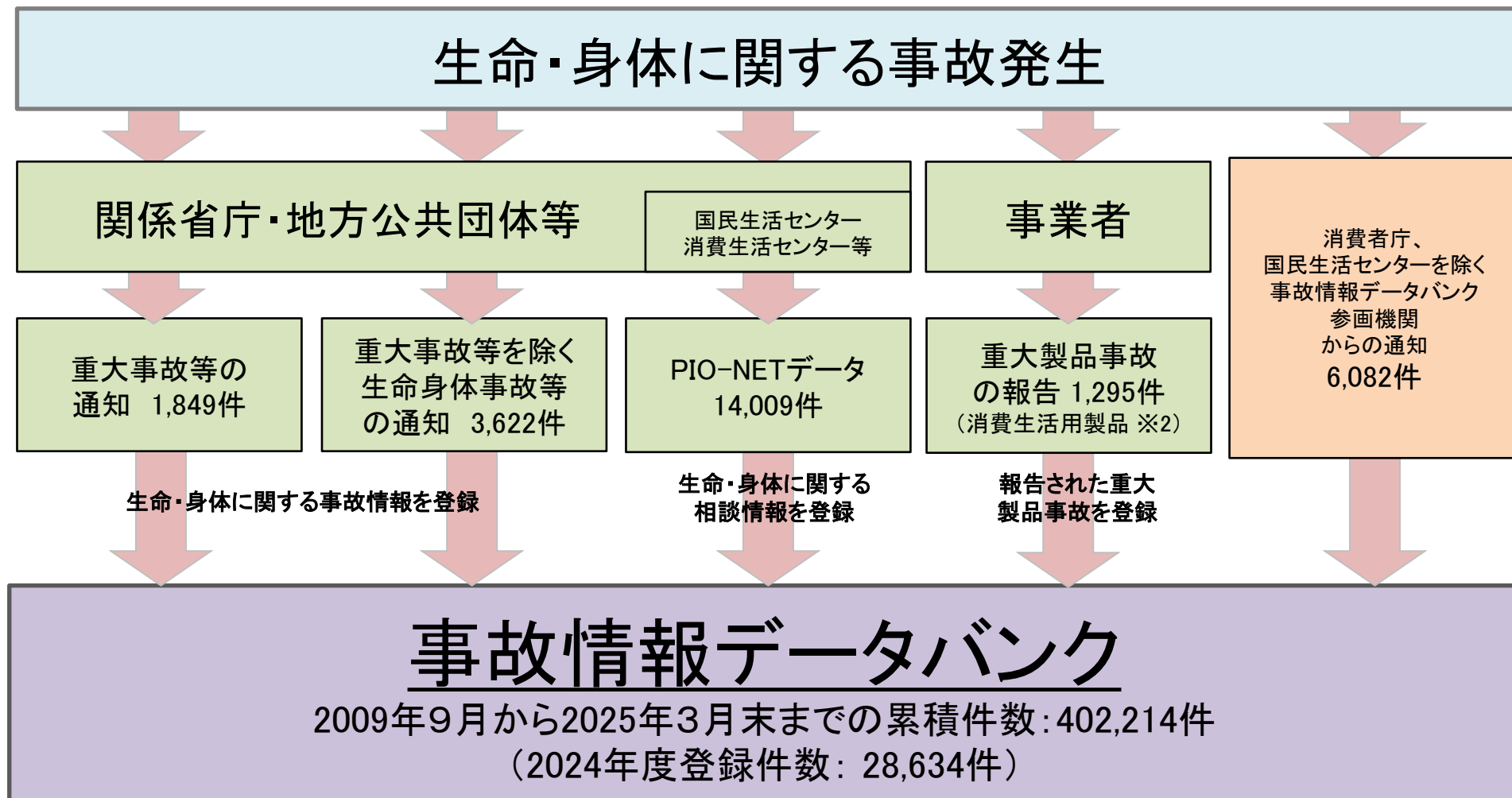
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

リチウムイオン電池対策の取組状況

令和 7 年10月

消費者安全課

消費者庁における事故情報の収集・活用



- (備考)
1. 生命身体事故等(重大事故等を含む。)及び重大製品事故は2024年度に通知又は報告された件数、PIO-NETデータは2024年度に受け付け2025年3月31日までにPIO-NETに登録された相談件数となっており、1事案が複数機関から通知される場合があることや事故情報データベース登録までに一定期間を要することから、累積件数及び登録件数はそれぞれの件数を合計しても一致しない。
 2. 2024年度の事故情報データベースへのアクセス件数は、4,533,784件となっている(全画面を集計。)
 3. 消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。
 4. その他、医療機関ネットワーク参画機関からも消費者庁に事故情報が提供されている。

消費者向け注意喚起の実施（1）

消費者に対して、事故のリスクを周知し、適切な対応を促すための注意喚起を実施。
令和7年度は、10/2に総務省消防庁、経済産業省、環境省と連携した注意喚起を実施。テレビ・新聞報道等でも多数取り上げられており、広く消費者に周知している。



News Release

令和7年10月2日

リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう
ー 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー

列車内でのモバイルバッテリーの発火事故や、スマートフォンの発火事故について、ご存じの方も多いと思います。このような発火事故の原因の一つとして、製品にリチウムイオン電池が使用されていることが挙げられます。
リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など日常生活で身に着けたり、持ち歩いたりする様々な製品に使用されており、消費者庁にはこれらのリチウムイオン電池使用製品¹についての発熱・発火等の事故情報が寄せられています。

また、リチウムイオン電池使用製品を他のごみと混ぜて廃棄することが、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因になっていることがあり、問題となっています。

今回は、日常生活で身に着ける、持ち歩くリチウムイオン電池使用製品を中心に、発熱・発火等の事故情報と併せて、製品を使用・廃棄する際のポイントをご紹介します。



【使用の際のポイント】

- (1) 強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう
- (2) 高温になる場所では使用・保管しないようにしましょう
- (3) 充電は、安全な場所で、なるべく起きている時にいしましょう
- (4) 異常を感じたら使用を中止しましょう
- (5) 発火した時はまず安全を確認し、できれば大量の水で消火しましょう
- (6) 製品情報、リコール情報を確認しましょう
- (7) 公共交通機関では、持ち込みルールを守りましょう

【廃棄の際のポイント】

- (1) リチウムイオン電池が使用されているかを確認しましょう
- (2) リサイクル可能なものは、リサイクルしましょう
- (3) 廃棄方法を確認して、廃棄しましょう
- (4) 廃棄する前にはなるべく電池を使い切りましょう



啓発用チラシ公表

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/assets/caution_083_251002_0002.pdf)



HP掲載

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/)

SNS投稿

<X：旧Twitter>

(https://x.com/caa_shohishacho/status/1973636809105269013)

○発信方法

- ・長官会見、記者説明会、HP掲載、SNS投稿、地方公共団体消費者行政部局への通知等により発信
- ・経済産業省HPでの同時発表、総務省消防庁から関係自治体への情報共有、環境省等でのSNSの再投稿等で連携

○メディアでの主な報道状況

- (1) テレビ（10/2～10/3）
NHK、日本テレビ、テレビ朝日、フジテレビ 等
- (2) 新聞（10/3朝刊）
産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞 等

※このほか、地方局、地方紙、ネット新聞・記事も含め、多数の取り上げ

¹ 本資料中において、リチウムイオン電池が使用された製品のことを指します。

消費者向け注意喚起の実施（２）

リチウムイオン電池使用製品の注意喚起については、これまでもポイントを変えながら適時実施してきたところ。

年月	件名	方法
R7.10	リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう － 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されています －	報道発表、HP掲載、SNS発信
R6.12	リチウムイオン電池使用製品のトリセツ － 暖をとる製品にもリチウムイオン電池が使われています！ －	報道発表、HP掲載、SNS発信
R6.6	「低価格・高リスク」の非純正バッテリーに注意～建物が全焼に至った火災も～	HP掲載、SNS発信、メルマガ配信
R6.3	ノートパソコン等の身近な製品に内蔵されるバッテリーの火災に注意！－こどもの学習用端末も－	HP掲載、SNS発信、メルマガ配信
R2.3	ワイヤレスイヤホン及びスピーカーの発火・発煙等に御注意ください！-就寝中の充電時に発熱の可能性も-	HP掲載、SNS発信、メルマガ配信
R元.7	モバイルバッテリーの事故に注意しましょう！-帰省や旅行の時期、公共交通機関の中での事故は特に危険です-	HP掲載、SNS発信、メルマガ配信

消費者庁リコール情報サイト及び製品安全誓約における対応

- ・従来からリチウムイオン電池使用製品のリコール情報を掲載した消費者庁リコール情報サイトの周知に努めてきたことに加え、令和7年10月の注意喚起等を機に、モバイルバッテリーに関するリコール情報を集約した特集ページを設置。
- ・リコール製品や安全ではない製品がオンラインマーケットプレイス(OM)内に出品されていた場合に、関係省庁から出品削除の要請等を実施することができる「製品安全誓約」の取組みを、主要なOM運営事業者と協働で令和5年6月から実施。



消費者庁リコール情報サイト
(<https://www.recall.caa.go.jp/>)



モバイルバッテリー特集ページ
(<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000034421&screenkbn=06>)



リコール製品や安全ではない製品から消費者を守るための 「日本版『製品安全誓約』」がスタートしました。 － オンラインマーケットプレイス7社が署名 －

日本版「製品安全誓約」は、OECDが公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者との協働により策定したものです。

日本版「製品安全誓約」は、本日、令和5年(2023年)6月29日時点で、主要なオンラインマーケットプレイス運営事業者7社が署名しました。

署名したオンラインマーケットプレイスを運営する事業者では、①リコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品を削除する取組、②消費者からのリコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品が通知された場合の取組、③さらに、こうした取組を実施するための内部管理体制が構築・維持されることとなり、その事業者が運営するオンラインマーケットプレイスにおいて購入する製品の安全性の更なる向上が図られることとなります。

1. 製品安全誓約

日本版「製品安全誓約」(以下、単に「製品安全誓約」といいます。)、は、OECD(経済協力開発機構)が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、関係省庁と主要なオンラインマーケットプレイス「Online Marketplace(以下「OM」といいます。))」を運営する事業者との協働により策定したものです。

製品安全誓約は、OM上において出品・販売される、リコール製品や安全ではない製品が製品火災等の生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的とした、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官

製品安全誓約(日本国)
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/product_safety_pledge)